

芽室町議会災害時対応基本計画（BCP）に基づく行動基準について

1 災害対策会議における協議事項(別紙参照)

2 実施予定事業等に係る方針(案)

(1) 会議の開催

委員会等の開催はオンラインを基本とする。

(芽室町議会委員会条例第13条の2「重大な感染症のまん延防止等」を適用)

(2) 白樺学園高校連携協定事業

①事前学習(1月25日、26日)

先方との協議により実施する。

②議場体験(1月31日～2月4日)

本日、先方から無期限の延期の申し入れがある。

(3) PTAとの意見交換(1月26日(南小)、28日(芽小)、2月2日(西中))

各担当から先方の意向を伺い、先方の判断を優先することを基本に実施の可否を判断する。

(4) 議会モニター会議(1月27日)

オンラインを基本とする開催に変更する。

ただし、2日後と期間がなく、オンライン変更の意向確認、グループ再編成などの準備に余裕がないことから、2月以降に開催日を延期する。

(5) その他